

平成 18 年 5 月 29 日

各 位

所在地 札幌市白石区本通21丁目南1番10号
会社名 株式会社 ポスフル
代表者名 代表取締役社長 植村 忠規
(コード番号 7512 東証一部・札証)
問合わせ先 取締役常務執行役員管理部長 山本 宏之
TEL 011-865-4120

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

株式会社ポスフルは、経営方針として、「お客様に満足していただける」「従業員が働き甲斐のある」「株主の信頼を得られる」「お取引先様にとって魅力がある」「地域社会に貢献できる」企業を目指し、社会的責任を果たして参ります。又、当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当会社の業務の適正を確保するための内部統制システム構築の基本方針を下記の通り決めました。

取締役及び使用人の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制 (コンプライアンス体制)

1. 当社はイオングループの企業として、イオンが、2003年4月に制定した「イオン行動規範」を行動の基本とする。
2. 取締役及び使用人の企業倫理意識等の向上、法令遵守のため「イオン行動規範」に則り、研修を実施し実行する。
3. 企業倫理意識等の浸透を図るため、これを推進する組織「企業倫理委員会」を設置する。
4. 取締役会は定期的に内部統制システムの有効性監査の報告を受けると共に、コンプライアンス体制の問題の把握と整備に努める。
5. 「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の監視・統制をする。
6. 当社は法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し是正するため、「イオン行動規範110番」(内部通報制度)を活用する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保全管理体制)

1. 取締役はその職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)は、これに関する資料と共に社内規定に基づいて、適切に保存し管理する。

損失の危機の管理に関する規定その他の体制(リスク管理体制)

1. 取締役会は、以下の運営リスクにおける事業の継続を確保するための態勢を整備する。
 - 地震、洪水、火災、事故等の災害により重大な損失を被るリスク
 - 取締役及び使用人の不適切な業務執行により販売活動に重大な支障を生じるリスク
 - その他取締役会が極めて重大と判断するリスク
2. 当社は災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、リスクマネジメント委員会及び担当部署において規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布及び研修

の実施等により全従業員に徹底する

3. 各事業部門の長は、リスク管理の状況を取締役会において定期的に報告する。

取締役の職務執行の効率性を確保する体制（効率的職務執行体制）

1. 当社は業務の有効性と効率性を図る観点から、経営に係る重要事項については、社内規定に従い、各事業部門の会議、予算会議、開発会議等の審議を経て取締役会において審議決定する。
2. 取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、担当取締役及び各執行役員が迅速に遂行する。あわせて内部牽制機能の確立を図るため組織関係規定を定め、それぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務、手続が行われるようにする。
3. 会社方針に基づいて現場店舗が適正に運営されているか、監査部が定期的に監査し取締役及び経営幹部に報告する。必要がある場合は、担当する取締役及び経営幹部は是正処置を講ずる。

当該株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 「コンプライアンス委員会」は子会社についても監視・統制するものとする。

監査役が職務補助使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制

1. 監査役の業務を補助する使用人を特に設けない。
常勤監査役は、監査計画及び監査予算の策定、監査役会議事録作成等の業務を直接実施することにより監査業務の独立性の確保を図る。
2. 常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、その業務に限定した期間、補助業務にあたる者を選定する。
3. 常勤監査役の補助業務にあたる者は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、必要としている期間の使用人に関する異動、人事考課等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を必要とする。

取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役（会）への報告に関する体制

1. 代表取締役及び取締役は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。
当社の業務、財務に重大な影響損害を及ぼす恐れがある事実
当社の役職員が法令又は定款に違反する行為で重大なもの
内部通報制度にもたらされた通報の内容
会社の信用を大きく低下させたもの又はその恐れのあるもの

その他監査役監査の実効性を確保する体制

1. 代表取締役及び取締役は監査役会及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を開催する。

以上